

第7回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和7年12月11日（木曜日）午前10時49分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	座 長	上 代 和 利	座長職務 代 理 者
高 野 祐 二	委 員	森 建 二	委 員
黒 須 俊 隆	委 員		

陪席者（2名）

小 倉 利 昭	議 長	北 田 宏 彦	議会運営 委 員 長
---------	-----	---------	---------------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 劍 児
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

(1) 政治倫理に関する規定のたたき台について

(2) 政治倫理に関する規定の制定方式について

(3) その他

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○鵜澤康治議会議務局長 それでは、ただいまから第7回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、次第の2、座長あいさつ、田辺座長、あいさつお願いいたします。

(午前10時49分)

◎座長あいさつ

○座長(田辺正弘座長) 皆さんご苦労様です。

引き続きひとつよろしく申し上げます。

今回で7回目ということで、本日は第5条からということで皆さんでいろいろ、やっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○鵜澤康治議会議務局長 ありがとうございます。次に次第の3、協議事項に入りますので座長進行の方よろしくお願いいたします。

○座長(田辺正弘座長) まず、傍聴希望者はおりますか。

(「おりません」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) いないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は、5名です。

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので会議は成立します。

◎協議事項 (1) 政治倫理に関する規定のたたき台について

(2) 政治倫理に関する規定の制定方式について

(3) その他

○座長(田辺正弘座長) それでは協議事項の(1)政治倫理に関する規定のたたき台ですが、前回の会議で黒須委員から条例案と規程案における違いの確認を行ったうえで、それぞれの違

いについて議論しないと制定形式は定められないという意見がありました。

これを受け、小倉議長と北田委員長からは一条ずつ検討した方が円滑に進むのではないかという助言をいただいておりますことから、各条文ごとに内容の検討を始め第4条まで皆さんのご意見をいただいたところでございます。

今回はその続きからとなりますが、条例案と規程案について事務局から改めて大きな違いのところについて説明を聞いてから検討に入りたいと思います。

それでは事務局、よろしく申し上げます。

○議会事務局 座ったままで失礼いたします。

協議事項1、政治倫理に関する規定のたたき台についてでございます。

こちら前回の会議では逐条でご協議をいただいております、第4条まで確認しております。

前回のご説明と重複する部分もございますが、振り返りを兼ねまして大きなところの違いについて改めてご説明させていただければと思います。

まず、案を作成するに当たりまして、意図して書き分けた点がございまして、その点でございますが、この政治倫理規定の適用範囲に市民を含むのかどうかという部分を意識して作成してございます。

前回の会議でも触れましたが、地方自治法第14条第2項に、普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならない。と定められておりますことから、条例案では市民に対して権利の付与や義務づけるような規定を設けておりまして、一方の規程案では、ただいま申し上げました地方自治法の規定を念頭に、市議会の運営に直接影響を受けない市民について言及する内容とする場合は間接的な規定とし、極力、条例案と同様の趣旨となるように作成したところでございます。

今の考えを最も反映させている箇所といたしましては、第2条と第4条の部分になります。

条例案の第2条第3項は、市民の市政における立場の確認とその役割を明記したものとなりますが、第4項では市民の市政における役割の達成に当たり、不正の基となる働きかけを議員に対して禁ずる市民側の禁止行為を定めております。

一方で規程案では、条例案の第3項、第4項の部分の一つにまとめて、議員がとるべき立場として、間接的に市民の禁止行為を定める規定としております。

また、条例案第4条と規程案第4条それぞれにおいて、政治倫理基準に反する疑いがあった際の審査の請求について定めておりますが、条例案では、市民も一定数以上の請求があれば審査請求を行うことができることを定める一方、規程案では議員のみに認められた内容としているところでございます。

さらに、条例案の第6条において政治倫理基準への抵触行為が疑われる場合、第4条よりも多くの有権者の賛同が必要となりますが、大網白里市議会政治倫理審査会、以下、審査会と言いますが、この審査会による調査を行うことを求める調査請求について市民に対して認めることとしております。

一方で規程案については、これらを定めない代わりに審査会の運営に関する規定を置くことといたしました。

なお、この規定につきましては山武市議会さんの政治倫理規程を参考としておりまして、条例案には審査会の運営に関する規定を置いていないことから、仮に条例として検討を進めていくこととなった場合は、別途、審査会の運営について規定を定める必要があらうかと思われれます。

そして、条例案の第7条となりますが、ある議員さんが審査会の審査対象とされた場合、政治倫理の確保のための措置を審査対象議員本人または議会に対して課すこととしておりますが、一方、規程案では、審査対象議員に対して審査会の報告書に意見を付すことで是正の対応を促すことによって政治倫理の確保を行おうという内容としております。

そのあとの条文につきましては、第8条で若干差異はありますが、概ね共通の内容を定めたものとなっております。

大ざっぱであります、条例案と規程案で異なる部分としては以上となりますが、冒頭で申し上げました、市民をこの適用範囲に含むのかどうかというところを念頭に置いておりまして、現在の案における重点ともいえるところになろうかというところでございます。

大きな違いや考えについては以上でございますけれども、いずれにしましても第1条の目的におきまして、市民全体の奉仕者として必要な措置を定めることによって、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするという規定を設けてございます。

こちらの目的規定と条例案、規程案のいずれも第3条にそれぞれ定めております政治倫理基準、こちらですね、内容の遵守と目的の達成という点がですね、現在までの検討に至った原点ともいえる部分かと考えておりますので、確かに大きな違いもありますけれども本質的

な部分では条例であっても規程であっても議員の皆様の政治倫理に係る一つの拠り所になるものであろうと事務局では考えてございます。

最後に審査会に関してでございますけれども、現在、現実に運営が可能か否かというところの検討、検証を事務局の方では行っておりません。

審査会に関する内容について、より具体的に検討する時期が参りましたら、運営の実現可能性という点からもですね、事務局の方からご相談させていただくこともあろうかと思えますので、あらかじめご承知おきいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

今の内容を踏まえまして、条例案と規程案の第5条から検討に入ります。

それでは意見等のある委員からのご発言を求めます。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 5条については4条に基づいて必要だということで、審査会の設置について決められているわけで、この内容について、ただいま議会事務局の方で実際の運営上のいろんな問題とか相談とかもあるかもしれないという話だったんですけども、それはそういうことも含めてなのでね、今回この場では、比較的細かいことじゃなくて全体としてこういうものだっていうことを確認して6条以降を審査するのがいいと思います。

4条も含めて、繰り返しになりますが、4条は、審査会設置の、審査の請求ですね、ということで、より審査の請求をするということで、それなりに、人員もかかるしね議会事務局や議会の予算もかかるという、そういう中で、より有権者の総数の100分の1、400人位ですね、ということで、請求ができるってなっているわけで、それに対して6条は調査するというのが一つ、これが200分の1以上ってことになっているんですけど、これ200分の1以上も200人でね、私自身は市民の調査請求権は絶対必要だっていうふうに私は思っていて、だから条例化しないといけないとは思ってるんですけど、ただ、この200分の1っていうのが余りに、ここでは証拠書類を提出して審査会が調査するように議長に請求するっていうものだから、その証拠の度合いによってももちろん違うんですけども、確実な証拠だったらこれ、1人でもね、調査をしなきゃいけないわけね、実際に、東日本では、あまり政治倫理条例ってのが活発化されてないってこととか、大規模な自治体なんかの例であれなだけけれども例えばもともと政治倫理条例が日本全国に広まるきっかけとなった九州地方から大きく広まって

いったんだけど、これはもう1人でもそれ相応の証拠に基づいて審査請求すれば審査を始められるような条文に私は直すべきだっていうふうに思っています。

これはなぜそんなふうにするのかと言ったら、市民の調査権とか市民が審査会設置、これは4条ですよ、調査請求権、そういうものを、審査請求権、調査請求権そういうものが、担保されていない、要は条例ではない形で、もしくは条例になったとしても担保されていない場合ですよ、そういうものだと、本来この政治倫理条例が出てきた流れっていうものとして、国民、市民の知る権利みたいなものが大きく阻害されるというか、かなり意味がなくなってくるもの、全く意味がなくなるかどうかは別ですけども、その市民サイドにとってはもう半減してしまうような、そんな内容になってしまう、ある意味例えば情報公開請求みたいなものはきちんと法制化されてるんだけど、それに類するものとして倫理条例ってのは位置付けられていて、その一つが市民のその調査請求権そういうものだと私は理解しているし、例えばこの九州大学の名誉教授の斎藤文男さんの本にも書いてあるわけでね、こういう住民監視のこういう制度、これが、調査請求権で何よりも重要だっていうふうに書いてあります。

なぜこの人は、重要かって書いてあるんですけども、書いてあるうちの一つとして、このものが取り締まり法規とか罰則があるわけじゃないから、そこできちんと情報公開的なものとして調査をしてもらうということが非常に重要になってくると、そういうことなんだろうと私は理解しました。

住民の直接請求できるというそういう形、200分の1でいいのか、あと、4条において100分の1でいいのかってのは、改めて議論してもいいと思いますが、少なくともこういうものがないといけないというそういうことで発言させていただきました。

議員の努力義務についても、これもだから、そもそもが罰則とかそういう刑事法規ではないから努力義務ということでこう書かれているんだろうというふうに考えています。

とりあえず以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の委員の方、ご発言をお願いいたします。

森委員。

○森 建二委員 お疲れ様です。

今お話が上がっているのが、市民の設置請求についてのものなんだろうと思います。

内容的に、いろんな考え方がある中で、私は例えば、よそでこういうことやってるからう

ちもやんなきゃというような流れだけで動くのはちょっと個人的にはどうなのかなと思って
います、そのうえで、大網白里市でこういう問題がある、世の中の趨勢はこうだ、だからこ
うするという考えであって欲しいなというふうに考えております。

その中で、今回の中で言うと、有権者の100分の1ってなると今有権者、局長何人ぐらいで
したっけ、ですから400人ちょっとの方、市民の設置してくれということがあれば設置でき
しまうというのはちょっと危ういなという部分もありますし変な言い方ですけども、例え
ば一部の方があの議員気に入らんという形で、陥れるという言い方がいいのかわかりませ
んけどそういったことも何かできてしまう人数なのかなと思います、それであれば市議会議員、
我々は市民の代表であって、何か特権を持ってる持ってないかはともかくとして、特別な存
在ではなくあくまでも我々は市民の代表、それぞれが市民の立場として立ってるわけです
から、まずは、当然、一般的な感覚として例えばあれは問題であるということに準じて起こす
のであれば、私は議員が、これを設置を求めるという形でも特段、現時点では問題がないの
ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 他の委員の方向かございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今の森委員の発言、森委員の言ってる意味はわかりました。

400人で議員を例えばクビにできるって言ったらこれは確かに問題あると思いますけれど
も、これは証拠に基づいて、その100分の1、400人以上ですよ、の意見で審査会を設置す
ると、調査に関して200分の1って私は200分の1に反対だけれども、このたたきを叩くとい
う意味ではね、200人以上の者の連署をもって調査をするというだけであって議員をクビに
きたら確かに問題あると思うけれども、これは全く、仮に審査会が設置になったとしたらそ
れは証拠が確かに尤もだ^{もつと}という証拠があったうえで審査会を設置する、もしくは尤もだ^{もつと}
という疑いがあるって調査をするということなので、そのうえでさらに審査会においては審査が
ちゃんと行われるということになるわけで、そのようなことは当たらないっていうふうには
思います。

これはとにかく市民が政治倫理条例に対してコミットできるということが非常にすばらし
い条例の機能だというふうに私は考えています。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

冒頭事務局の方から説明していただいた中で、まずその100分の1とあって文言が出てきますけど、できれば今日は5条から始めたいということで、5条の内容についてもっと皆さんで議論があればと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 5条に関しては、実際に仮にこの5条を含めた条例ができるようになったら、さらに細かい、例えば6人以上って審査会の委員6人以上はどうやって選ぶのかとか、そういうことを決めることになると思うので、そういう意味においては私はとりあえずこの内容でいいのではないかと思います、普通に常識的な内容じゃないかというふうに思っています。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 5条に関しては条例と規程で、事務局、ほとんど変わりはないという考えでよろしいでしょうか。

はい。では今、黒須委員の発言がありましたように5条は皆さん、とりあえず、この形で6条にあってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では6条について今度はまた議論をしていただきたいと思います。

市民の調査請求権及び議員の努力義務、また規程の方では審査会の運営という文言で始まっております。

ちなみに備考欄に書いてありますように条例の場合は千葉市議会を参考に規程の場合は山武市議会を参考に添付してありますので、よろしくをお願いします。

上代委員。

○上代和利委員 千葉市の条例の先ほども200分の1とあっていうのあるんですが、この有権者総数の200分の1ってこれは千葉市の場合の200分の1ということの考え方なんですか。

○座長（田辺正弘座長） もちろんです。

○上代和利委員 だから、そうすると、本市においては、またこの辺も考えなきゃいけないということになりますよね。

すいません、以上です。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 運営について当然、千葉市の作られたものと山武市の作られたものとの比較という形になってしまっているのだからちょっと細かいところが、ちょっと何なんです。

例えば、規程の6条の7項に、3分の2以上が出席し4分の3以上の多数ですとか、かなりこちらは細かく、また8項では、出席委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができるという形でかなり細かく決められていて、千葉市というか条例になると、そのあたりの細かい部分がないという形になるので、もうちょっとある意味、逆になっちゃってるような意味合いにもなるんだろうなと思いますので、この辺りの3分の2とかこういったものが必要かということをちょっと考えたほうがいいのかなと思います。

○座長(田辺正弘座長) でも、千葉市の方は市民の200分の1ですよね、こっちの山武の方は、議員の3分の2、4分の3と違って、違う。

○森 建二委員 これは6条は200分の1以上の連署をもって審査会が調査を行うよう議長に請求することができますとあります。

規程の方は、その内容を決めるのが4分の3とか3分の1ということなので、これは内容が別の話です。

○座長(田辺正弘座長) 座長があまりしゃべると内容を誘導してるように誤解されるといけないので、あまりしゃべらないようにしますが、条例の場合は、市民の権利というか、参加することを表に出て、規程の場合は、森さんが先ほど言いましたように、議員は市民の代表として選挙で議員になってるんだから、議会の中で審査会の運営をした方がいいんじゃないかっていう私はそのようにも考えますが、その辺も含めまして意見ををお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回の座長の意見に対してですが、市民に対して、選ばれても4年間、一切その審査がないわけで、途中で4年の任期の間で倫理規程なり倫理基準なり倫理条例に反するようなことが起きた可能性があったら調査するとか、もしくは審査会を開くっていうのは別に普通のことのわけで、それには市民が参加するという形が望ましいと私は申し上げたいと思います。

先ほど来言っているように調査くらい、調査請求くらいは、200分の1だなんてね、一体誰が、私だって一生懸命やったって200人もねその署名を集めることってできませんよ、はっきり言って、そういうものではなくてね、これ証拠の度合いによりますよ、もちろん、証拠がこれは誰が読んでも、これは、実際、この証拠に基づいて調査をするって決めるのは結果としてはね、何らかの議会で決めるんだと思うんですよ、調査をするというのね、そういう意味には証拠の説得力がないような証拠なんかじゃ、はねられちゃうわけで、そういう意味

では、できるだけ少なく、私はもう1人でいってというふうに思っているわけで、市民の、もちろん証拠がないと駄目ですよ、証拠をもとに調査をしてくれというのはね、できるだけ少なく、人数でできるようにすると、実際に証拠に基づいて調査するかしないかというのはまた別の話で、この調査請求権を市民に持たせて市民参加をさせる、そういう政治倫理条例がふさわしいというふうに思います。

一方、政治倫理規程の方は、一般的な審査会だとか議会の常識というかね、そういうものに、他のものにも通ずるような内容になっているから、例えば秘密会とかが簡単にできるようなそういう倫理規程になっているわけで、そうではなくて、市民を参加してやるんだからそもそも秘密会なんていうのがおかしい話でね、これは、市民の請求権が必要だというふうに申し添えたうえで、万が一、倫理規程になったとしてもね、こんな秘密会が簡単にできるような形にはすべきではないということを申し添えておきます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の委員の方は、ありませんか。

森さん。

○森 建二委員 ちょっと違和感をちょっとさっきから感じていたのがちょっと今わかったんですが、条例の方の4条で有権者の総数の100分の1以上の者の連署で審査請求ができるという形で4条に審査請求についてがあって、6条にまた今度は有権者200分の1以上の連署をもって審査会が調査を行うよう議長に請求することができるというのが、何か内容的に、これいろいろなところからの切り貼りで作ったものなんでね、ちょっとかぶっちゃってるような気がしました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 前にも私、言ったことあると思うんですけど、条例も規程も、どちらにしろ設置することはいいいことだと思ってるんですけど、例えば議員が倫理違反をした場合に対して、そこまで我々が調査する前にその当人は自主的にもう辞職してくれるのが、それこそ人間としての倫理だと思ってますんで、よっぽどのことがなければ、今度は、刑事だとかそっちの方の次元の扱いになると思うんで、我々法律家じゃないので、この言葉じりもそこまでは把握しきれませんが、何ていうんすかね、市民に求めることと議会内でやることと、そのどちらかのことだとは思いますが、法律家じゃないので、一生懸命皆さんで考えて条例か規程を作るんですけど、言い方悪いな、細かいところまでとっては失礼なんだ

よな、ちょっと精査するのも難しいところもある中で皆さんと議論をしたいんですけど、その点について何かありましたら。

高野委員。

○高野 祐二委員 先ほどから聞いているんですけども、条例で先ほどからやっぱりなかなか数字とか、そういったものが難しいものが、この分は、こうじゃないとかっていういろんな意見あるんですけども、条例の場合は、それを変更する場合、議会での決議が必要になってしまうというものだと思うんですよ、ですので、やっぱりちゃんとそれを、この分をまとめるにはちょっとかなり時間がかかってしまうのかなっていうふうに思うんですよ。

規程の場合ですと議会での決議がなく、その都度その都度変更ができるような形になるかと思うんで、私の意見的にはまず規程を作ってみて、その中で問題があったら精査してっていくのが一番いい方法なのかなって、それが早くこの倫理規程を、規程から条例に移行するのも、それが一番近道なのかなっていうふうに思うんですけども、私の意見すいません。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

ほかのご意見は何かありましたら。

今の高野委員の意見も大分参考にしながら6条の審査会の運営、請求及び議員の努力義務に対して、こういう今の委員の中の流れで意見が出ましたということで、別に一条一条、決を求めるわけじゃないですよ。

はい。ということで次の7条に移りたいと思いますのでよろしくお願いします。

7条、審査対象議員及び議員の措置、審査結果の報告、措置と報告で分かれてますけど、その辺の意見をお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ、具体的な内容、何を指してるのかちょっとよくわからないですけど、例えば昨今の他市の事件では前橋市だとか伊東市の経歴詐称みたいなことをなのかなというふうに私ちょっと勝手に思ったんですがそうじゃなかったら、そうじゃないっていうふうに教えていただきたいんですが、ところが前橋市においても伊東市においても当該市長はとも市民に対して納得いくような説明をしていないところがあるわけですね、これはこういう何ですか、違反している、政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたらね、それを尊重して政治みずから、みずから必要と認められる措置を講じなければならない、これは当然の内容で特に問題はないんじゃないのかなというふうに思います。

○座長（田辺正弘座長） 私もそう思います。

他の委員の方は、この7条に関して、はい。

じゃ、進めてよろしいでしょうか。

とりあえずは毎回ですけど、時刻11時45分をめぐりに本日の会を終わらしたいと思いますので、ご了承ください。

では8条、虚偽説明等の公表と、虚偽はこれ両方とも同じ文面でしたっけ事務局。

そうですね、これは8条はスルーしても問題・

（「内容の確認をした方が良くないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 内容の確認。

確認は皆さん自分で読んで意見等があれば。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では9条に移ります。

刑法等事犯容疑による逮捕後又は起訴後の説明会。

こっちも一緒か、文面は、括弧の中は一緒だよ。

（「4、5、6、7が違いますね」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 7までか。

はい。黒須委員。

○黒須俊隆委員 これについては実際その刑法犯っていうか容疑で刑法犯の容疑で逮捕された場合とかの措置ですよ、具体的にはどういふのかな、最近で言うと睦沢とか長南でか何か事件があったと思いますけど、そういうような、何らかの警察に逮捕されたとか裁判で起訴された場合とかそういうことを指してるんだと思うんですけど、それに対する説明会が開催されないとき、例えば条例の方では説明会が開催されないときは有権者50人以上の者の連署をもって説明会の開催を議長に請求することができるというように、これまでの4条とか、ずっと来てる市民参加において必要な措置が書かれているんだと思いますよね。

だから当然ここに書かれているような内容は、当然市民参加をするような条例ができたなら必要になってくる措置だということだし、仮に、それが単なる規程で内規だったら、当然その部分がなくなるというそういうことなんだと思うんですけども、そういうことでもいいんですかね。

○座長（田辺正弘座長） 両方とも4番に対しては、冒頭に市民という言葉が出てきますので、有権者数50人以上という具体的な数字だとか、次の5で50日以内とかって具体的な数字が出てきますけど、その辺は別にあえて問題にしなくても、説明会の、やらなきゃいけないっていうことに対する持っていきかたですから、座長が話を進めちゃいけないので委員の皆様ご意見を。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 あくまでもね、裁判は決着してない話ですよここは、なんだけれどもだから有罪は確定してないけれども逮捕または起訴されたっていうことは、日本においては警察の信頼性とかそういうものの問題もあるんだろうとは思いますが、逮捕されたり起訴されたら、それは相当重いものとして、少なくともその市民に説明する義務があるだろうっていうふうに基づいてね、そういう説明会をしなければいけないっていうことなんだろうと思うんですけども、そうだとしたらね、ところが、例えば市民も含めて説明する必要ないよっていうことだったら、それはそれで説明しなくてもいいのかもしれないけれども、市民は説明を求めているのに議会だけで説明なんかする必要ないよっていうそれは問題だろうと私はすごく思うんですよ、そうだとしたら、説明会が開かれなかった場合に条例案の方では有権者50人以上の連署で説明会を請求することができるっていうそういうところで担保されているわけですよ、そうだとしたら、もし、この倫理規程のでいくんだったら、説明会はしなければいけないっていうかねこの開かないことはもう駄目だっていうことをしっかり書かないといけないと思います。

○座長（田辺正弘座長） はい。

○上代和利委員 本当に今おっしゃったことはそのようかなというふうに思います。

この規程の4に市民、報道関係者その他議長が認める者は、説明会において、当該議員が行った説明に対し当該議員に質問をすることができる。ということで説明会をするっていうことでどうなんでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員、今の上代委員の質問の仕方は弱いですかね、4番のやつ、それがもう開かなきゃいけないという意味合いが含んでるという。

はい。

○黒須俊隆委員 それぞれ感覚というのはあるとは思いますが、いつまでに説明会を開かれなくちゃいけないとか、そのくらいの規定がないわけですね、それで早く説明しろよというこ

とで条例の方では請求して翌日から50日以内にしなければいけないって、そこでまで書いてあるわけですがけれども、その一方、何ですか、倫理規程の方ではね、議長にまず求めることができるってということで、これはだから説明会しろよと求めたと、議長は9条の2項で、この説明会を開催しなければならぬとは書いてあるけれども、いつしなきゃいけないとか、そういうのがないわけですよ、そうすると、そのうちしよう、まだ整っていない、まだ証拠の審査が進んでないとかっていうそういう中で、ずるずるずるずる、みずからの説明責任を果たすことが議会でできなくなる可能性があるわけですね、これは仮に倫理規程になるんだったら、それこそ開催されない、条例の方は開催されない場合は、市民が請求できて市民が請求した後50日以内ってそういう段取りになってるんだけど、こっちの方は倫理規程の方で仮に行くんだったら、これだけじゃ大変不十分で、説明会をその何日以内に開催しなければいけないくらいは書くべきだっていうふうに思います。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 ここに書かれていることがすべてではないので、ですので単純に、それであれば、倫理規程の方に50日以内に行われなければならないという項目を一つ入れればよろしいんじゃないでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） 参考にします。

という意見が出ましたけど、黒須委員も規程ならばという発言の中で、そういういつまでという具体的な例えば50日以内とかそういう言葉を入れれば、規程でもわかりやすいというかいけるのではないかと発言をしてくれました。

ここは、要するに9条は、最後に50日以内とかそういう、いつまでという内容が含まれればということで9条の落としどころにしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員、納得いかないようですけど大丈夫ですか、とりあえずは進める分には。

はい。

○黒須俊隆委員 いや、基本的に私は規程案には反対だと、市民参加が入らないとおかしいと言ってるわけですね、その中で9条はそういうところがおかしいんだって言っただけであって、9条の内容の改善点なり何なりをしたことをもってね、規程に賛成だという意見ではありませんので。

○座長（田辺正弘座長） はいわかりました。

ということで次は10条に行きたいと思います。

引き続きその職にとどまろうとする時の対応ですが、説明会と両方を比較すると、数字と
いうか何日以内とかね、そっちの違いだけで。

委員の皆様のご意見をいただきます。

なければ、10条は、皆様、自分で文面を読んだ中での内容ということでよろしいでしょう
か。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 残り5分ということですので、ただいまの意見については、皆様に
10条までとりあえず精査という言葉を使っていいんだか、一応、皆様と検討を進めたという
ことでよろしくをお願いします。

では続いて協議事項の(2)政治倫理に関する規定の制定方式についてですが、これまでの意
見交換の内容を踏まえたうえで、失礼、違ったか。

（「まだ(1)が続きだから」「4のその他ですよ」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 失礼いたしました。

次に、(3)その他として委員の皆様から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では事務局から何かございますか。

○議会事務局 ありません。

○座長（田辺正弘座長） なければ協議事項とその他を終了いたします。

◎閉会の宣告

○鶴澤康治議会事務局長 以上をもちまして第7回大網白里市議会政治倫理検討会議の方を閉
会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時40分）